

いなべ市地域公共交通会議事務局規程（案）

（趣旨）

第1条 この規程は、いなべ市地域公共交通会議規約（令和8年6月〇日。以下「規約」という。）第17条の規定に基づき、いなべ市地域公共交通会議（以下「交通会議」という。）の事務局に関し、必要な事項を定める。

（所掌事務）

第2条 事務局は、次に掲げる事項を所掌する。

- （1） 交通会議の会議の運営に関すること
- （2） 交通会議の資料の作成に関すること
- （3） 交通会議の庶務に関すること
- （4） 前各号に掲げるもののほか、交通会議の運営に関し必要な事項

（職員）

第3条 事務局に事務局長、その他必要な事務局員を置く。

2 事務局長は、いなべ市交通政策課長をもって充てる。

3 事務局員は、交通政策課の職員をもって充てる。

（専決事項）

第4条 事務局長は、次に掲げる事項を専決することができる。ただし、異例又は重要と認められる事項は除く。

- （1） 事務局の運営に関すること
- （2） 物品の購入その他交通会議運営に必要な契約の締結に関すること
- （3） 物品及び現金の出納に関すること
- （4） 前各号に掲げるもののほか、軽易な事項に関すること

（文書の取り扱い）

第5条 事務局における文書の收受、配布、処理編集、保存その他文書に関する事務は、原則としていなべ市において定められている文書の取扱いの例による。

（公印の取扱い）

第6条 交通会議の公印の種類は会長印とし、その種類、ひな形、寸法、用途、個数及び管理者は、別表のとおりとする。

2 公印の使用、取扱い等については、原則としていなべ市において定められている公印の取扱いの例による。

（その他）

第7条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、令和8年6月〇日から施行する。

別表（第6条関係）

公印の種類	ひな形	寸法 〔ミリメ ートル〕	用途	個数	管理者
会長印	印 会 城 い 議 公 な 会 共 べ 長 交 市 之 通 地	方 2 4	会長名をも って発する 文書	1	事務局長